

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第49号）（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）

京都市男女共同参画センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとする必要があるため、京都市男女共同参画センター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第49号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第6条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第2に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第3項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「部分使用の使用料」を「部分利用の利用料金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第13条中「市長又は」を削り、「使用に」を「利用に」に、「使用者」を「利用者」に

改める。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表スポーツルームの項中「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に改め、同表フィットネスルームの項中「全面使用」を「全面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改め、同表備考2中「使用する」を「利用する」に改め、同備考3中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考4中「使用に」を「利用に」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考5中「使用者」を「利用者」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に改め、同備考5(1)中「使用期間」を「利用期間」に改め、同備考5(2)中「この表の」を削り、「使用料」を「利用料金」に、「使用日数」を「利用日数」に改め、同備考6中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考7中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に、「使用料との」を「額との」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市男女共同参画センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)